

アメリカ公教育の School-Based Physical Therapy について

特別支援学校外部専門家の活動指針に関する文献研究

○高野有紀

川間健之介

(筑波大学人間総合科学研究科)

(筑波大学人間系)

KEY WORDS: 外部専門家 理学療法 アメリカ公教育

1. はじめに

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、必要に応じて、専門家の指導・助言を求めることが、平成 21 年告示の学習指導要領に規定されている。学校教育現場で働く理学療法士（以下、PT）は、校種を問わず、急増しており、多くの特別支援学校では、外部専門家の指導・助言を実際の指導場面で生かすための組織的なシステムの確立や、連携体制の構築に向けて模索している段階である。

一方、アメリカ合衆国には、1975 年に制定された The Education for All Handicapped Children Act 当初から、PT を Related Service の一つとして位置づけ、公教育で無償で提供してきた長い歴史がある。今日では、小児 PT の最も多い活動場所が、学校教育制度のなかである。このため、アメリカ合衆国の公教育における理学療法のこれまでの研究を整理することにより、我が国での外部専門家の活動指針の一助になると考える。

2. アメリカ合衆国の公教育における理学療法

障害のある、すべての子どもに無償で適切な教育を保障した The Education for All Handicapped Children Act (1975) は、数年ごとに改正され、名前も変わり、現在は、Individuals with Disabilities Education Improvement Act Amendments of 2004 (IDEA 2004) となったが、PT は一貫して Related Service の一つと位置づけられ、公教育で無償で提供されてきた。また、IDEA2004 の他に、連邦公民権法である Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973 (Section 504) をもとに、School-Based Therapy や補助機器の購入、教育サポートを受けることも可能だが、連邦政府や州からの資金援助はなく、各教育局および各学校内の予算で賄う必要がある（川合、2004）。

アメリカ合衆国の教育の管轄権は州にあり、前述の連邦法（主に IDEA 2004、一部 Section 504）と、それぞれの州法によって、Special Education が行われる。

3. 理学療法が提供されるまでの流れ

その児童生徒に、Special Education が必要なのか、という評価から始まり、必要と判断されれば、Individual Education Program（個別教育計画：IEP）が IEP チームによって作成される。IEP のゴールを達成するのに、Related Service が必要かどうかさらに判断され、Related Service で PT が必要となれば、その方法や頻度、ゴールが決められ、できるだけ制限のない環境（他の児童生徒と同じ場所）で実施される。IEP は通年で見直され、ゴールが達成された（あるいは、これ以上の能力障害の改善が期待されない）のであれば、PT は終了となる。このすべてのプロセスに関わるのが、School-Based Physical Therapist である。

4. School-Based Physical Therapy の研究

School-Based Physical Therapist に必要な資質として、Effgen, Chiarello, and Milbourne (2007) は、教育現場

における理学療法への理解、健康増進や予防についての知識など 9 項目を上げている。Special Education を必要としている子どもに対してのセラピストの割合は、アメリカ全土で、作業療法士（以下、OT）は 1:184、PT は 1:503 であり、地域差が大きかったが、これは各教育局が連邦政府へ報告している数字であり、実態とは異なる可能性が高いと Effgen, Myers, and Myers (2007) は指摘している。

Related Service の地域格差の研究では、同じ架空の症例を提示した際に、Special Education の必要性や related service を受けられる頻度に地域差があり、Northeast が、他の地域に比べて、提案する Related Service の月あたりの回数が多かった（Kaminker, Chiarello, and Chiarini Smith, 2006）。

Related Service で PT が提供される方法（Service Delivery Model）には 4 つのタイプがあり、Direct/Isolated（直接児童生徒を指導し/他の児童と別の場所で行う）、Direct/Integrated（直接児童生徒を指導し/他の児童と同じ場所で行う）、Indirect（教員や補助員に方法を指導し、実施してもらうが、内容や結果の責任は PT が負う）、Consultative（方法などをアドバイスするが、内容や結果の責任は教師が負う）である。理論上の Best Practice は、Direct/Integrated に重きを置いた、すべてのモデルを活用することとされているが、Private therapy room の使用率が高いこと（Thomason, Wilmarth, 2015）や、Hands-on (Direct) に重きをおいて、理論上必要とされる Consultative な活動は少ないこと（Effgen, Kaminker, 2014）が報告されている。

近年では、No Child Left Behind Act により、教育にアカウンタビリティが求められるようになったことから、Evidence-based であることを追求するようになってきている。Goal Attainment Scaling (GAS) は、障害の重度に関係なく、評価スケールとして有効であり、粗大運動能力以外の項目では、子どもたちは、セラピストの立てた目標を達成し、年少者の方が、目標達成率が良かった（Chiarello, Effgen, Jeffries, McCoy, and Bush, 2016）。また、GAS と School Functioning Scale を用いて、一年間の介入方法と outcome の関係を検討する方法も紹介されている（Effgen, McCoy, Chiarello, Jeffries, and Bush, 2016）。

5. おわりに

学校教育現場で働く理学療法士は、近年急増しており、校種を問わず、今後も増えていくと思われる。しかし、日本での先行研究は肢体不自由校の実践報告や実態調査のみで、他校種は、ほとんど見当たらない。また、これらの先行研究では、一定の成果を上げるための、活動指針は示されていない状態である。一方、アメリカ合衆国では、校種はなく、どのような障害であれ、必要に応じて、すべての子どもに公教育の Related Service としての理学療法を保障してきた長い歴史があり、その内容をさらに分析することで、我が国における外部専門家の活動指針の一助となると考える。

(TAKANO Yuki, KAWAMA Kennosuke)